

2024年8月20日

新潟労働局長 様

えちごユニオン
執行委員長

新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議申立書

新潟地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の最低賃金を時給54円引き上げる意見（以下、「意見」という）を提出した。これは他県の審議会と比べると努力はみられるものの、中央審議会の目安に付度したものであり、また、使用者側の圧力に屈したものと云わざるを得ず、地方審議会の自主性が欠如した審議の結果の「意見」として強く批判する。以下、論点を簡潔に整理して異議を申し述べる。

- 今回の「意見」、時給54円引き上げ=時給985円ではワーキングプアが解消されない。ワーキングプアでの生活は、労働基準法で定める「人たるに値する文化的な生活」とは大きく乖離しており、普通に結婚して子どもを育てるという極めて当たり前の人生設計も難しい実態になっているという問題意識をしっかりと持って「意見」の見直しを再度審議して頂きたい。
 - 毎日休まずに働いてやっと月収17万1千円弱、年収205万円弱となる。見かけは、一般的なワーキングプアの目安とされる年収200万円を脱したが、昨年からの消費者物価上昇率2.8%（新潟市）を差し引くと、199万3千円となり、昨年基準では、ワーキングプアのままである。
 - 現実的には、雇用された労働時間という制約の中で、業種別最高値でも2,012時間〔毎月勤労統計調査地方調査結果(令和5年平均)〕であり、すべての業種で年収200万円未満となり、ワーキングプア状態を脱せない。中でも、医療、福祉部門では、厚生労働省基準の192万円すら下回っている。
- 全国一律の最低賃金制度の確立に向けた議論がなされていない。全国一律の最低賃金制度の確立に向けた議論を進めること。
 - 新潟県の重要課題である人口減少の問題、その大きな要因のひとつは、地域別最低賃金制度にある。労働組合の「全国生計費調査」でも、また、コンビニ等の大手チェーン店が全国を網羅して経営する現状の中で、労働者の生計費は地方も中央もほとんど違いはなくなり、地域別A～C制度の合理性はすでに失われている。
 - 新潟市をはじめ、6市の自治体からも地域別制度の撤廃を求める要求が出されているように、新潟県民総意として求めている問題である。
- 最低賃金と生活保護給付額を対比する議論が根強くはびこっている。労働賃金と他の給付金等は全く異質のものであることを踏まえた審議を進めること。
 - 本来、労働者の賃金、労働条件を含めて、労使が対等の立場で、誠実な協議を経て決定する。これが労働法の本旨であり、近代民主社会のルールであるが、理解できない経営者が多々いる。それとともに、労働組合の組織率は17%、非正規労働者が4割という現状においては、対等、誠実という形での賃金決定は極めて難しいのが実情である。
法定最低賃金制度は、労働賃金を法規制することで労働者保護の社会的政策として確立されていることを再確認して審議に当たって頂きたい。
- 物価高騰の際の改定回数増の議論がない。物価高騰の際、それに対応して、現在の年1回の改定から、少なくとも年2回、10月、4月の改訂は必要である。
- えちごユニオンの労働相談活動から聞こえてくるのは、低賃金や雇用不安で苦悩する労働者の悲鳴である。労働者が新潟の地で希望を持って働き続けられる審議結果となるよう切に望む。



以上

毎月勤労統計調査地方調査結果(令和5年平均)から

実数表 令和5年平均 就業形態別

第35表 産業別及就業形態別月間労働時間(令和5年平均)及び労働者数 抜粋

—事業所規模5人以上— (単位:円、日、時間、人)

就業形態	産業	総実労働時間	年換算労働時間	意見最賃当てはめ	所定内労働時間		所定外労働時間	出勤日数		本調査期間末労働者数	対前年比
					所定内労働時間	所定外労働時間		対前年差	対前年比		
一般労働者	調査産業計	164.0	1,968	1,938,480	152.4	11.6	20.0	0.1	585,420	0.5	
	製造業	163.5	1,962	1,932,570	151.3	12.2	19.5	-0.1	151,043	0.3	
	卸売業,小売業	165.8	1,990	1,959,756	156.1	9.7	20.3	0.2	87,429	-1.4	
	医療,福祉	158.7	1,904	1,875,834	154.3	4.4	20.4	0.0	93,942	2.4	
パートタイム労働者	調査産業計	86.6			84.7	1.9	15.6	0.3	243,798	0.6	
	製造業	108.4			106.0	2.4	18.2	0.2	20,216	16.6	
	卸売業,小売業	93.5			92.1	1.4	16.8	0.5	75,146	1.4	
	医療,福祉	97.1			95.7	1.4	17.5	1.3	33,044	-13.1	

第36表 産業別及就業形態別月間労働時間(令和5年平均)及び労働者数 抜粋

—事業所規模30人以上— (単位:円、日、時間、人)

就業形態	産業	総実労働時間	年換算労働時間	意見最賃当てはめ	所定内労働時間		所定外労働時間	出勤日数		本調査期間末労働者数	対前年比
					所定内労働時間	所定外労働時間		対前年差	対前年比		
一般労働者	調査産業計	163.1	1,957	1,927,842	150.8	12.3	19.7	0.1	336,036	1.0	
	製造業	162.7	1,952	1,923,114	150.0	12.7	19.3	-0.1	116,349	0.5	
	卸売業,小売業	167.7	2,012	1,982,214	155.3	12.4	19.9	0.5	29,983	0.2	
	医療,福祉	159.6	1,915	1,886,472	154.8	4.8	20.5	0.0	61,622	-0.3	
パートタイム労働者	調査産業計	95.9			93.7	2.2	16.8	0.3	116,360	0.5	
	製造業	115.0			111.4	3.6	18.4	0.5	10,426	13.1	
	卸売業,小売業	107.8			106.1	1.7	18.4	0.1	33,642	0.0	
	医療,福祉	102.0			100.3	1.7	18.2	1.0	18,275	-8.7	

※表は、新潟県作成データ。太字はえちごユニオン作成で、「年換算」は、総実労働時間×12、「意見最賃当てはめ」は、年換算×985です。

